

柏市子ども医療費助成規則

平成15年3月18日

規則第6号

改正 平成17年3月25日規則第23号

平成18年6月30日規則第73号

平成18年9月27日規則第85号

平成19年6月29日規則第70号

平成20年3月28日規則第37号

平成22年11月30日規則第68号

〔題名改正〕

平成23年11月30日規則第66号

平成24年6月29日規則第77号

平成24年11月30日規則第99号

平成26年3月31日規則第18号

平成26年5月30日規則第45号

柏市乳幼児医療対策事業規則（昭和48年柏市規則第28号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、子ども（乳幼児等及び児童をいう。以下同じ。）の医療に要する費用を負担する保護者に当該費用の全部又は一部を助成することにより、子どもの保健対策の充実及び子どもの保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。

（平22規則68・平23規則66・一部改正）

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児等 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による就学義務

の猶予又は免除に係る者（同条に規定する学齢児童に限る。）を含む。）をいう。

(2) 児童 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち乳幼児等以外のものをいう。

(3) 保護者 子どもの親権者、後見人その他子どもを現に監護している者をいう。

(4) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(5) 保険給付 医療保険各法の規定による療養の給付，入院時食事療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，家族療養費，家族訪問看護療養費等及び高額療養費をいう。

(6) 一部負担金 医療費の額から医療保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。

(7) 公費負担医療制度 医療保険各法以外の他の法令等に基づき，国又は地方公共団体が行う医療の給付の制度をいう。

(8) 自己負担金 公費負担医療制度による医療の給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない額をいう。

(9) 保険医療機関等 医療保険各法により医療を行う病院，診療所，薬局その他のものをいう。

（平18規則85・平19規則70・平20規則37・平22規則68・平23規則66・平24規則99・一部改正）

（助成の対象となる医療）

第3条 助成の対象となる医療（以下「対象医療」という。）は，第6条第2項の申請をした日（当該申請が子どもが出生し，又は本市に転入した

日の翌日から起算して1月（市長が特に必要があると認める場合にあっては、別に定める期間）以内の日にされた場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、当該子どもが出生し、又は本市に転入した日）以後に行われる子どもに係る医療のうち保険給付に係るものとする。

（平18規則73・平19規則70・平20規則37・平22規則68・平23規則66・平26規則45・一部改正）

（助成の制限）

第3条の2 前条の規定にかかわらず、児童の保護者の前年の所得（1月1日から7月31日までの間に受けた医療にあっては、前々年の所得）の額が、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に規定する額以上であるときは、前条に規定する医療のうち、当該児童の入院に係るものに限り助成の対象とする。この場合において、当該所得の範囲及び当該所得の額の計算方法については、同令第2条及び第3条の規定の例による。

（平26規則45・追加）

（対象者）

第4条 子どもの医療に要する費用（以下「医療費」という。）の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる保護者とする。

- (1) その子どもが本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) その子どもが保険給付を受けることができる被扶養者であること。

（平22規則68・平24規則77・一部改正）

（助成額）

第5条 助成をする額（以下「助成額」という。）は、対象医療に係る一部負担金から別表に定める負担基準額を控除した額とする。ただし、対象医療が保険医療機関等による調剤（以下「保険調剤」という。）である場合、当該助成額は、保険調剤に係る一部負担金とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象医療に係る医療費に対する助成額は、

次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 公費負担医療制度による医療の給付を受ける場合 当該給付を受ける対象医療に係る自己負担金から別表に定める負担基準額を控除した額

(2) 医療保険各法の規定による附加給付金の給付その他これに類する給付を受ける場合 当該給付を受ける対象医療に係る一部負担金から別表に定める負担基準額及び当該附加給付金の額を控除した額

(対象者の登録)

第6条 医療費の助成を受けようとする者は、あらかじめ対象者である旨の市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、子ども医療費助成申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請をしなければならない。ただし、市長が認めるときは、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 医療保険各法に基づく被保険者証又は組合員証（以下「被保険者証等」という。）の写し

(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める年度の前項の登録を受けようとする者及びその者の属する世帯に属する者の市町村民税の課税状況を明らかにすることができる市町村長の証明書

ア その申請の日が4月1日から5月末日までの間であるとき 当該申請の日の属する年度の前年度

イ その申請の日が6月1日から3月末日までの間であるとき 当該申請の日の属する年度

3 市長は、前項の申請があったときは、対象者である旨又は対象者でない旨の決定を行うものとする。

4 市長は、前項の規定により対象者である旨の決定を行ったときは、当該対象者である旨の決定をした者（以下「受給者」という。）に係る次に掲げる事項を受給資格登録台帳に登録するとともに、当該受給者の負担基準額を決定するものとする。

(1) 氏名及び住所

- (2) 子どもの氏名，性別及び生年月日
- (3) 保護者（受給者を除く。）の氏名
- (4) 世帯構成
- (5) 被保険者証等の記載事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事項

5 市長は，第3項の規定により対象者でない旨の決定を行ったときは，その旨を登録却下通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（平18規則73・平20規則37・平22規則68・平26規則45・一部改正）

（受給券の交付）

第6条の2 市長は，前条第3項の規定により対象者である旨の決定を行ったときは，子どもに係る受給者（以下「子ども医療費助成受給者」という。）に対し，同条第4項の規定により決定した負担基準額を記載した柏市子ども医療助成受給券（以下「受給券」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定により交付する受給券の有効期間は，前条第3項の規定により対象者である旨の決定を行った日から当該決定を行った日以後最初に到来する7月31日までとする。ただし，当該7月31日が到来する前に子ども医療費助成受給者に係る子どもが満15歳に達する日以後の最初の3月31日が到来する場合にあっては，当該決定を行った日から当該3月31日までとする。

3 市長は，前項ただし書に規定する場合を除き，第1項の規定により交付した受給券の有効期間が満了する前に当該受給券の交付を受けた者の次項に規定する期間における負担基準額を決定し，当該受給券の交付を受けた者に当該負担基準額を記載した新たな受給券を交付するものとする。

4 前項の規定により交付する受給券の有効期間は，第1項の規定により交付した受給券の有効期間が満了する日の翌日から当該満了する日以後最初に到来する7月31日までとする。ただし，当該7月31日が到来する前に子ども医療費助成受給者に係る子どもが満15歳に達する日以後の最

初の3月31日が到来する場合は、当該満了する日の翌日から当該3月31日までとする。

5 前2項の規定は、第3項の規定により子ども医療費助成受給者に受給券を交付した場合について準用する。

6 第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の規定により受給券の交付を受けた子ども医療費助成受給者（以下「受給券交付者」という。）は、第3項（前項において準用する場合を含む。）の規定により受給券の交付を受ける日前において市長が別に指定する期間に、受給券交付者及び当該受給券交付者の属する世帯に属する者の当該日の属する年度の市町村民税の額を証する書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、当該書類を提出することを要しない。

（平20規則37・追加，平22規則68・平23規則66・平24規則99・平26規則18・平26規則45・一部改正）

（助成の方法）

第7条 市長が別に指定する保険医療機関等（以下「指定保険医療機関等」という。）から子どもが保険給付を受けた場合、市長は、当該子どもに係る受給券交付者が当該指定保険医療機関等に支払うべき当該保険給付に係る医療に要した費用について、助成金として当該受給券交付者に対して支給すべき額の限度において、当該受給券交付者に代わり、当該指定保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該受給券交付者に対し、助成金の支給があったものとみなす。

3 第1項の規定による代理受領は、市長が別に定めるところにより行うものとする。この場合において、当該代理受領により助成金の支給を受けようとする受給券交付者は、指定保険医療機関等において当該受給券交付者に係る子どもが保険給付を受けるときは、当該指定保険医療機関等に対し、被保険者証等とともに、受給券を提示しなければならない。

4 市長は、第1項に規定する場合において、前3項に規定する助成の方

法によることが適当でないと認めるときは、別に定める方法により医療費の助成をすることができる。

(平22規則68・平23規則66・平24規則99・平26規則18・平26規則45・一部改正)

(助成金の申請)

第8条 受給券交付者は、一部負担金又は自己負担金の支払をした場合において、乳幼児等又は児童に係る医療費の助成を受けようとするときは、受給券を提示の上、子ども医療費助成金交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請をしなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、受給券の提示を省略することができる。

(1) 被保険者証等の写し

(2) 保険医療機関等が発行する医療費計算書又は領収書

2 受給者（受給券交付者を除く。以下この項において同じ。）は、一部負担金又は自己負担金の支払をした場合において、児童に係る医療費の助成を受けようとするときは、子ども医療費助成金交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請をしなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 被保険者証等の写し

(2) 保険医療機関等が発行する医療費計算書又は領収書

(3) 受給者及び当該受給者の属する世帯に属する者の当該医療費に係る医療を受けた日の属する年度の前年度の市町村民税の額を証する書類

3 前2項の規定による申請は、当該助成に係る一部負担金又は自己負担金の支払を行った日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

(平22規則68・平23規則66・平24規則99・一部改正)

(助成金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、助成の可否を決定し、速やかにその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(登録の変更の届出等)

第10条 受給者は、第6条第2項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに子ども医療費助成受給資格登録変更届を市長に提出しなければならない。この場合において、受給券の記載事項に変更が生じるときは、受給券交付者は、当該子ども医療費助成受給資格登録変更届に受給券を添付して市長に提出しなければならない。

(平22規則68・平23規則66・平24規則99・一部改正)

(受給券の再交付及び返還)

第11条 受給券交付者は、受給券を汚損し、破損し、又は紛失したときは、直ちに、子ども医療費助成受給券再交付申請書を市長に提出することにより、受給券の再交付を受けなければならない。

2 受給券を汚損し、又は破損した場合の前項の規定による申請には、当該汚損し、又は破損した受給券を添えなければならない。

3 受給券を紛失した受給券交付者は、受給券の再交付を受けた後、当該紛失した受給券を発見したときは、直ちに、当該発見した受給券を市長に返還しなければならない。

4 受給券交付者は、次条第1項各号のいずれかに該当するとき又はその子どもが乳幼児等若しくは児童でなくなったときは、受給券を市長に返還しなければならない。

(平22規則68・平23規則66・平24規則99・一部改正)

(登録の抹消の届出)

第12条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに子ども医療費助成受給者登録抹消・受給券返納届により市長に届出を行わなければならない。

(1) 受給者が死亡したとき。

(2) その子どもが第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項に規定する届出があったときは、対象者である旨の決定を取り消すものとする。

(平22規則68・平23規則66・一部改正)

(譲渡等の禁止)

第13条 受給者は、助成金の給付を受ける権利を、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 受給券交付者は、受給券を他の者に譲渡する等不正に使用してはならない。

(平23規則66・平24規則99・一部改正)

(損害賠償との調整)

第14条 市長は、対象者に係る子どもが同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の助成を行わないことができる。

2 市長は、対象者に係る子どもが同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた助成額に相当する金額を返還させることができる。

(平22規則68・追加)

(取消し及び返還)

第15条 市長は、虚偽又は不正の手段により助成金の支給の決定を受けた者に対し、助成金の支給の決定を取り消し、その旨及びその理由を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の支給の決定を取り消した場合において、既に支給した助成金があるときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(平22規則68・旧第14条繰下)

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平22規則68・旧第15条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前日に、乳幼児が受けた医療に対する助成については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して入院をしている乳幼児の医療に対する助成については、当該入院が継続する間は、なお従前の例による。

(準備行為)

4 改正後の第6条第2項に規定する登録の申請及び同条第3項に規定する決定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、改正後の第6条第2項及び第3項の例により行うことができる。

(沼南町との合併に伴う経過措置)

5 平成17年3月28日(以下「沼南町との合併日」という。)前に沼南町乳幼児医療費の助成に関する規則(平成15年沼南町規則第29号。以下「沼南町規則」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平17規則23・追加)

6 沼南町との合併日の前日に沼南町に居住し、かつ、沼南町の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されていた者が沼南町との合併日から平成17年3月31日までの間に受けた医療に要した費用に対する助成については、この規則の規定にかかわらず、沼南町規則の例による。

(平17規則23・追加)

附 則 (平成17年規則第23号)

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成18年規則第73号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の柏市乳幼児医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日(以

下「施行日」という。)以後に受けた医療に対する助成について適用し、同日前に受けた医療に対する助成については、なお従前の例による。

- 3 施行日の前日において現に入院している未就学児で施行日以後も継続して入院し、かつ、その入院期間（当該入院期間中に4歳未満児が未就学児となる場合又は未就学児が乳幼児以外の者となる場合にあっては、継続して入院し、かつ、未就学児である期間）が5日以上のもので受けた医療に対する助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年規則第85号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の柏市乳幼児医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に対する助成について適用し、同日前に受けた医療に対する助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年規則第70号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の柏市乳幼児医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に対する助成について適用し、同日前に受けた医療に対する助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の柏市乳幼児医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に対する助成について適用し、同日前に受けた医療に対する助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年規則第68号）

(施行期日)

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の柏市子ども医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に対する助成について適用し、同日前に受けた医療に対する助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年規則第66号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の柏市子ども医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に対する助成について適用し、同日前に受けた医療に対する助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年規則第77号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成24年規則第99号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の柏市子ども医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に対する助成について適用し、同日前に受けた医療に対する助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年規則第18号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第45号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。ただし、第6条第2項第2号の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条，第3条の2，第6条の2，第7条第1項及び別表の規定は，この規則の施行の日以後に受ける医療に対する助成について適用し，同日前に受けた医療に対する助成については，なお従前の例による。

別表（第5条第1項）

(平26規則45・一部改正)

世帯区分	負担基準額（円）
市町村民税所得割課税世帯	300
上記以外の世帯	0

備考 入院の場合の負担基準額は1日当たりの額とし，通院の場合の負担基準額は1回当たりの額とする。